

## 議案第44号

### 職員の定年等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 重症心身障害児施設</u></p> <p><u>(5) 精神保健福祉センター</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 精神保健センター</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。